

制度を活用して、生活・営業を守ろう！

— ご相談は日本共産党尾道市議団へ —



日本共産党
市議会議員団
週刊議会報告
【発行】
岡野長寿
(0845-22-2596)
三浦とおる
(0848-48-5044)

未だ終息の状況が見通せないコロナ災害ですが、新制度を有効に活用して、生活・営業を守りましょう。3つの制度をご紹介します。

10万円の給付金の支給を受けるためには

1人10万円の現金給付は世論の力で実現したものです。

尾道市では、5月2日からマイナンバーカードを活用したオンライン申請の受付が始まっています。郵送での申請は5月19日頃から22日にかけて順次郵送されます。申請書には運転免許証、保険証等本人確認ができるもののコピー、通帳またはキャッシュカードのコピーが必要で、5月27日から振り込みが始まります。

給付を希望しない口欄にチェックをするともらえなくなるので注意しましょう。申請から5日程度で支給される予定です(休日などは含まれていません)。配偶者からの暴力により避難されている方は、通常の手続きに加えて、公共料金の請求書など居住地確認ができるもの、①裁判所の保護命令決定書、②婦人相談所などが発行する証明書、③DV被害確認書の添付が必要です。

業者などへの給付金を受けるためには

中小企業や個人事業主には「持続化給付金」が出ます。売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、売り上げ減少分が支給されます。中小法人は最大200万円、個人事業主は最大100万円まで支給されます。

- 申請の流れ(手順)
- ①持続化給付金ホームページへアクセス
 - ②申請ボタンを押して、メールアドレスを入力
 - ③入力したメールアドレスにメールが届いていることを確認して本登録へ
 - ④ID・パスワードを入力するとマイページが作成され、売り上げや口座番号などを入力
 - ⑤添付書類は
 - ・2019年度確定申告の控え
 - ・売り上げ台帳の写し
 - ・身分証明書の写し(申請)
 事務局が申請を確認
2週間程度で口座に入金

広島県の自粛要請に伴う協力支援金を受けるためには

湯崎広島県知事は4月21日の記者会見で、コロナ感染拡大防止のため、営業を休業、あるいは時間短縮の要請に全面的に協力した事業者に、協力支援金を支給することを発表しました。

対象は、4月22日から5月6日までの間、県の要請に応じて、全期間休業や営業時間を短縮した中小企業者、個人事業主です。対象者には10万円、50万円が支給されます。

申請書類の他、営業実態が確認できる書類「確定申告の写し、営業許可証の写しなど」、休業の状況が確認できる書類、例えば下の写真のような休業告知の張り紙などでも可能。申請期限が5月末日とされており注意が必要で、申請は県の見込みの2割にとどまっており、三原民商の寺田事務局長は「申請期間を3ヶ月間程度伸ばす必要がある」と語っています。

自治体独自の支援制度拡がる

尾道市でも早く

広島県内では、三原市が全事業所(4,000事業者)に一律5万円の現金給付を決定しました。事業費は2億1,600万円を見込んでいます。売り上げ減少などの書類も求めません。さらに三原市は追加支援として家賃補助を決定、1日市議会代表者会議に報告、専決処分として実施することが了承されました。

- 独自に支援策を決めた市町村(一部)
- ・松江市(島根県):飲食店20万円上限
持ち帰り向けの新商品開発、終息後に利用可能な商品券発行など
 - ・下関市(山口県):飲食業一律10万円、宿泊業10万円または50万円
 - ・黒潮町(高知県):20万円~100万円
休業要請に応じた飲食、宿泊業者に
 - ・大分市(大分県):家賃月額最大8万円
従業員5人以下の飲食店、売り上げ5割以上減少
 - ・別府市(大分県):家賃月額最大7万円
 - ・長崎市(長崎県):小売り・飲食上限30万円。宿泊上限300万円。公共交通業1万円×保有台数
 - ・大村市(長崎県):家賃1か月分の8割、3ヶ月、最大30万円
- ……続く

ご相談は、下記まで
 岡野長寿 090-2095-5792
 三浦とおる 090-1019-8791

